

○湖北環境衛生組合議会公印規程

〔平成18年3月22日〕
議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 湖北環境衛生組合議会の公印については、この訓令に定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において公印とは、公文書に使用する議会印及び職印をいう。

(公印の名称、ひな形等)

第3条 公印の名称、ひな形、寸法、書体、使用範囲及び保管者は、別表のとおりとする。

(公印の保管)

第4条 公印は、厳正に取扱い、使用しない場合は堅ろうな容器に納め、これを保管者が責任をもって保管しなければならない。

2 公印は、特に保管者の承認を受けた場合を除き、保管場所以外に持ち出してはならない。

(公印台帳)

第5条 事務局長は、公印台帳(別記様式第1号)を備えて公印を登録しておかなければならない。

(公印の調製、改刻及び廃棄)

第6条 公印の調整、改刻または廃棄は、事務局長が議長の決裁を受けて行う。

(公印の事故届)

第7条 公印保管者は、公印に盗難、紛失、偽造、変造等の事故があったときは、直ちに事故処置をし、議長に報告しなければならない。

(公印の使用)

第8条 公印を使用しようとするときは、決裁済の原議を保管者に提示し、その承認を受けなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

公 印 の 種 類

公印名	ひな形	寸法	使用範囲	保管者	書体
湖北環境衛生組合議会の印		方 24ミリメートル	湖北環境衛生組合議会名をもつてする文書	事務局長	古印体
湖北環境衛生組合議会議長の印		方 22ミリメートル	湖北環境衛生組合議会議長名をもつてする文書	事務局長	古印体
湖北環境衛生組合議会副議長の印		方 22ミリメートル	湖北環境衛生組合議会副議長名をもつてする文書	事務局長	古印体

公 印 台 帳

公 印 名			書 体	
			寸 法	
使用開始	年 月 日		廃 止	年 月 日
			理 由	摩 滅 ・ 職制変更 ・ その他（ ）
用 途				
保 管 者		年 月 日から ----- 年 月 日まで	摘 要	
		年 月 日から ----- 年 月 日まで		
		年 月 日から ----- 年 月 日まで		
		年 月 日から ----- 年 月 日まで		
		年 月 日から ----- 年 月 日まで		
		年 月 日から ----- 年 月 日まで		